

『路面性状調査業務委託（道整・交付）』
に係る条件付一般競争入札

入札説明書

福島県土木部

目 次

番号	内容
1	入札説明書（本文）
2	別記 1、別記 2（福島県財務規則抜粋）
3	様式 - 様式 1 路面性状調査業務委託（道整・交付） 条件付一般競争入札参加資格確認申請書 - 様式 2 路面性状調査業務委託（道整・交付） 条件付一般競争入札参加資格確認通知書 - 様式 3-1 入札書 - 様式 3-2 見積書 - 様式 3-3 委任状 - 様式 4 入札保証金納付免除申請書 - 様式 5 履行実績証明書 - 様式 6 履行実績証明願 - 様式 7 路面性状調査業務委託（道整・交付） 条件付一般競争入札仕様書等に関する質問書 - 様式 8 路面性状調査業務委託（道整・交付） 条件付一般競争入札仕様書等に関する回答書 路面性状調査業務委託（道整・交付）契約書（案）

入札説明書

この入札説明書は、「路面性状調査業務委託（道整・交付）」について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）及び本件調達契約に係る条件付一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、条件付一般競争入札に参加する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

1 発注者 福島県知事 内堀 雅雄

2 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 路面性状調査業務委託（道整・交付） 一式
- (2) 業務の仕様等 別紙「路面性状調査業務特記仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和9年3月26日限り

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号及び第2項の規定に該当しない者であること。
- (2) 4に掲げる日から入札の日までの間に福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成19年3月30日付け18財第6342号総務部長依命通達）第2条、第3条第1項から第3項まで及び第6条の規定に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 以下に該当する者が役員でないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 拘禁刑以上の刑に処されている者
- (5) 入札参加者又はその役員等が次の各号のいずれにも該当しないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であると認められる団体
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）と認められる者
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- (6) 福島県内に事業所（本店、支店又は営業所）を有する者であること。
- (7) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (8) 入札参加者は、令和3年度～令和7年度の間、当該委託と同様な業務を履行した実績のある者であること。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

- (1) 入札に参加を希望する者は、上記3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、路面性状調査業務委託（道整・交付）条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）に次の書類等を添付し、令和8年9月8日（火）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く日の午後5時までに、下記5の(1)に示す場所に提出（持参または郵送）すること。

郵送は書留郵便とし、令和8年9月8日（火）午後5時まで必着とする。

なお、提出期間内に当該申請を行わなかったときには、当該資格が与えられない場合があるので、十分に注意すること。

履行実績証明書（様式5）

過去5年間ににおける当該委託と同様な業務（路面性状調査等）を履行した実績を記載した履行実績証明書を、実績に係る発注機関が発行した履行の事実を証明する書類を添付し提出すること。

ただし、証明対象の契約が、国又は地方公共団体との契約の場合は、その契約書の写しをもって履行の事実を証明する書類に代えることができる。

- (2) 審査結果については、路面性状調査業務委託（道整・交付）条件付一般競争入札参加資格確認通知書（様式2）により送付する。

なお、入札参加資格が確認できなかった場合、入札に参加できないので注意すること。

5 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の配布場所及び問い合わせ先

郵便番号 960-8670 福島市杉妻町2番16号

福島県土木部土木総務課2（経理担当）

電話 024-521-7455

E-mail dobokusoumu2@pref.fukushima.lg.jp

- (2) 契約条項を示す期間及び入札説明書等の配布期間

令和8年8月24日（月）から令和8年9月17日（木）

午前8時30分から午後5時まで

（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

- (3) 入札及び開札の日時及び場所等

ア 日時：令和8年9月28日（月）午後1時30分

イ 場所：福島県庁土木部ミーティングルーム（本庁舎4階）

ウ 書留郵便により行うものとし、(1)に掲げる場所に必着のこと。

- (4) 入札書の提出方法は、(1)に示す場所への郵送によるものとする。入札書の宛先は「福島県知事 内堀雅雄」と記載し、提出部数は1部とする。

郵便局差出期限日：令和8年9月17日（木）

配達日指定期日：令和8年9月25日（金）

6 入札書の提出方法

(1) 入札書（様式3-1）の提出は、簡易書留により配達日指定郵便で行うこと。また、一度提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回は認めない。

(2) 入札書等の提出は、外封筒と中封筒の二重封筒とする。

(3) 中封筒には入札書を入れ、封かんの上、封筒の表に次の事項を記載すること。

ア 氏名（法人にあっては、商号又は名称）

イ 開札日及び委託業務名〔令和8年9月28日開札「路面性状調査業務委託（道整・交付）」の入札書在中〕

(4) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名の記載及び代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。

(5) 外封筒には、入札書等を同封した中封筒を入れ、外封筒の表に、会社名、委託業務名、業務箇所名、開札日、担当者及び担当者連絡先（電話番号・ファクシミリの番号）、入札書等在中の旨を記載すること。

(6) 公告に示す郵便局差出期限日は、内国郵便約款上、実際に郵便局に差し出すことが可能な日と異なる場合があるため、事前に、県が指定した配達指定期日に配達日を指定できるか、差し出しをしようとする郵便局に必ず確認すること。

7 入札保証金

(1) 入札に参加を希望する者は、入札参加者の見積りに係る入札金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるか、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。

(3) 財務規則第249条第1項各号（別記1）のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(4) 入札保証金の納付及び還付については、財務規則第251条及び第253条による。

(5) 入札保証金の免除を希望する者は、令和8年9月8日（火）午後5時までに入札保証金納付免除申請書（様式4）を土木総務課2へ提出すること。

(6) 入札保証金を納付した領収証（写し）又は入札保証保険証券原本を令和8年9月25日（金）までに5の（1）に示す場所へ提出すること（証券原本は返却しないので留意すること）。

8 入札参加者に要求される事項

入札者は、入札書及び添付書類を入札書の提出期限までに提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県知事か

ら説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9 入札心得

入札者は、入札説明書、仕様書、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。

10 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

また、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

なお、これらの場合において入札参加者に生じた損害は、入札参加者の負担とする。

11 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 上記3に定める入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札
- (3) 記名、押印を欠く入札（押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載のない入札も含む）
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (7) 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- (8) 入札書の提出が、簡易書留による配達日指定郵便ではないものの入札
- (9) その他、この入札説明書等において示す入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

12 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

ただし、施行令第167条の10第1項の規定を適用する必要があると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって入札書を提出した者以外の者を落札者とすることがある。

- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。

この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- (3) 初回入札によって落札候補者が決定されなかったときは、初回の入札参加者を対象とする再度入札を行う場合がある。この場合の入札には、失格又は無効の入札をした者は、再度入札に参加できないものとする。

なお、再度入札における入札書の提出期日等は、再度入札の実施決定後に別途通知する。

(4) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第16条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。

(5) この入札に参加した者で、積算内容等に疑義がある場合は「工事等の積算内容等に対する疑義申立てに関する試行要領」（令和3年8月2日付け3財第1187号総務部長通知）により、契約の締結前に疑義の申し立てができる。

13 入札結果の公表及び方法について

入札結果の公表は、契約締結後、道路管理課ホームページに掲載する。

道路管理課ホームページ <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41035c/>

14 落札者決定の通知

落札者とされなかった入札者から請求があったときは、落札者を決定したこと等について通知をするので、通知を必要とする者は発注者に申し出ること。

15 契約保証金

(1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるか、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。

(3) 財務規則第229条第1項各号（別記2）のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。

(5) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則第231条及び第233条による。

16 契約書等の作成

(1) 落札者は、発注者が指定した期日までに以下のいずれかの措置を行うこと。

ア 書面契約の場合

発注者が交付する委託契約書（別紙。以下「契約書」という。）に記名押印して提出すること。

イ 電子契約の場合

県が調達した立会人型電子契約サービスにより発注者が交付契約内容を記録した電磁的記録（別紙。以下「電子契約書」という。）に電子署名すること。

(2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したとき、又は電子契約書に両者が電子署名を行ったときに確定するものとする。

(3) 落札者が、上記(1)に定める期間内にいずれかの措置を行わないときは、落札を取消すことがある。

(4) 落札者の決定後、契約が確定するまでの間において、当該落札者が上記3に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。

(5) 落札者は、電子契約による契約締結を希望する場合は、すみやかに「電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書」に必要事項を記載のうえ、上記5の(1)に示す宛先へ電子メールにより提出すること。（※電子契約を希望しない場合は従来の書面

による契約とする。)

提出先E-mail dobokusoumu2@pref.fukushima.lg.jp

なお、電子契約の詳細については、福島県ホームページの電子契約サービスのページを参照すること。

(電子契約サービスのページ/<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/55015a/suitou-densikeiyaku.html>)

- 17 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。

- 18 契約条項
契約書(案)及び財務規則による。

- 19 業務代金内訳書の提出
落札者は、契約後において業務代金に内訳額を記載した書類(任意様式)を提出すること。

- 20 委託業務の仕様等に関する質問及び回答
委託業務の仕様等に関して質問があるときは、下記の要領で行うこと。
- (1) 路面性状調査業務委託(道整・交付)条件付一般競争入札仕様書等に関する質問書(様式7。以下「質問書」という。)により書面で行うこととし、電話など口頭による質問は受け付けない。
 - (2) 質問書の提出は、原則として上記5の(1)に示す電子メールによることとするが、ファクシミリ送信を希望する場合は、電話で確認を取る。
 - (3) 質問の受付期間は、公告のあった日から令和8年8月27日(木)午後5時までとする。
 - (4) 質問書に対する回答は、路面性状調査業務委託(道整・交付)条件付一般競争入札仕様書等に関する回答書(様式8)により令和8年8月31日(月)に福島県土木部道路管理課のホームページへ掲載するとともに、5の(1)に掲げる場所で閲覧に供する。
道路管理課ホームページ <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41035c/>

- 21 入札説明書の再配布等の禁止

本入札説明書受領者は、閲覧した日の属する年度から5年間、本件にかかる入札参加資格確認申請書類作成以外の目的で次の行為を行ってはならない。

- (1) 本説明書の第三者への閲覧、貸与又は譲渡
- (2) 第三者への配布を目的とした本説明書の複写
- (3) 第三者への本説明書複写物の配布

- 22 当該契約に関する事務を担当する部署
上記5の(1)に同じ。

福島県財務規則（抜粋）

（入札保証金の減免）

第 2 4 9 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- (2) 一般競争入札に参加する資格を有し、過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 9 9 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- (3) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) その他別に定めるとき。

福島県財務規則（抜粋）

（契約保証金の減免）

第 229 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次号第 2 項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が 100 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (6) 1 件 500 万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- (7) 1 件 500 万円未満の建設工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (8) 1 件 300 万円未満の工事（建設工事を除く。）の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (9) 工事等の請負契約の締結後に当該工事等に係る請負代金の額を変更する場合において、変更後の請負代金の額に 100 分の 10（建設工事又は製造以外にあっては 100 分の 5）を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (10) 除染作業業務委託契約又は森林整備業務委託契約の締結後に当該業務委託に係る業務委託料を変更する場合において、変更後の業務委託料に 100 分の 5 を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (11) 応急仮設住宅撤去業務の契約締結後に当該撤去業務に係る契約金額を変更する場合において、変更後の契約金額に 100 分の 5 を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (12) 1 件の契約金額が 500 万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第 1 号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。

- (13) 県において公用又は公共の用に供するため財産を購入する場合において、当該契約の締結と同時に登記義務者から登記をすることについての承諾書の提出があり、かつ、当該財産の引渡しが拒絶されるおそれがないと認められるとき。
- (14) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
- (15) 財産を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納されるとき。
- (16) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (17) 県において公用又は公共の用に供するため財産を借り入れる場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (18) 貸付契約、補償契約その他契約の性質上契約保証金を納付させることが適さない契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。



路面性状調査業務委託（道整・交付）
条件付一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

福島県知事 内堀 雅雄 様

(〒 -)

住 所

(ふりがな)

商号又は名称

印

代表者職・氏名

電 話 番 号 (- -)

F A X 番 号 (- -)

(作成担当者職・氏名)

令和 年 月 日付けで公告のありました路面性状調査業務委託条件付一般競争入札参加資格の確認を受けたいので、入札参加に必要な資格要件等を満足することを示す書類を添付して、資格の確認を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、すべて事実と相違なく、かつ、入札説明書3(1)～(8)の要件に全て該当することを誓約します。

注) 申請書には下記の書類を添付すること。

履行実績証明書(様式5)

注 後日資格確認通知書(様式2)を送付しますので、返信用封筒として、表に申請者の住所及び商号又は名称を記載し、110円切手を貼った長3号封筒をこの申請書と併せて提出してください。

路面性状調査業務委託（道整・交付）
条件付一般競争入札参加資格確認通知書8 土 第 号
令和 年 月 日

様

福島県知事 内堀 雅雄 印

先に申請のありました標記の借入契約に係る入札参加資格については、下記のとおり確認したので、お知らせします。

記

1 入札参加資格の有無

公告日	
件名及び数量	路面性状調査業務委託（道整・交付）／一式
本公告に係る 入札参加資格 の有無	有り ・ 無し
※入札参加資格 がないと認め た理由	
入札保証金の免除 について	免除する ・ 免除しない
入札保証金を免除 しないと認めた理 由	

2 入札参加資格有りとされた方に対する条件

この確認通知書は、入札書の開札日に入札執行者から入札参加資格を確認するため提示を求められますので、開札日に必ず持参してください。

3 入札参加資格がないと通知された方への説明

入札参加資格がないと通知された方は、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。

様式3-1

入 札 書

金 額		億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
-----	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---

件名及び数量 路面性状調査業務委託(道整・交付)一式

履 行 期 間 契約締結の日から令和9年3月26日まで

上記のとおり入札いたします。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

(代理人が再入札をする場合は、代理人の氏名、押印が必要)

福島県知事 内堀 雅雄 様

注) 1 金額の文字の頭に、¥を付すこと。

2 再度入札の場合は、入札書の前に「再」と記入すること。

様式 3-2 (再入札不調時に随意契約に移行する場合)

見 積 書

金 額		億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
-----	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---

件名及び数量 路面性状調査業務委託 (道整・交付) 一式

履 行 期 間 契約締結の日から令和 9 年 3 月 2 6 日まで

上記のとおり見積いたします。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

(代理人氏名及び印)

印

福島県知事 内堀 雅雄 様

注) 1 金額の文字の頭に、¥を付すこと。

2 再度見積の場合は、見積書の前に「再」と記入すること。

様式3-3 (代理人が出席して入札等行う場合)

※代理人印

委 任 状

年 月 日

様

委 任 者

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

印

※ (押印を省略する場合のみ余白に記載)

本件責任者

氏名

所属部署

連絡先 (電話番号)

本件事務担当者

氏名

所属部署名

連絡先 (電話番号)

私は、都合により、
下記 件を入札及び見積に関する一切の権限を委任します。

記

工事 (委託業務) 番号	工事 (委託業務) 名	工事 (委託業務) 箇所

※代表者及び代理人の押印を省略する場合のみ余白に記載すること。

入 札 保 証 金 納 付 免 除 申 請 書

令和 年 月 日

福島県知事 内堀 雅雄 様

申請者 住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

路面性状調査業務委託（道整・交付）契約に係る条件付一般競争入札の入札保証金の納付を免除されたく、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 入札保証保険契約を締結したことを証する書面（保険証券）
- 2 入札参加者が、過去2年間（※）に官公署とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらすべてを誠実に履行（契約履行中のものは含まない。）したことを証する履行実績証明書（様式5。国又は地方公共団体が発注した契約については、履行実績を証明する書類に代えて契約書の写を添付することができる。）

（※）契約の締結日が公告日から過去2年以内にあるものをいう。なお、官公署と複数年にわたる契約を締結している場合で、契約締結日が2年より前であって、当初契約に係る契約期間が過去2年以内にあるものを含む（変更契約による契約期間延長により、契約期間が過去2年以内にあることとなったものは含まない。）。

（注） 提出書類により1又は2に○印を付して下さい。



履行実績証明書

業務委託名	
契約先	
契約年月日	
履行完了日	
委託の内容 (概要)	
契約金額	

申請者 住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

(注1) 履行実績を証明するものとして、次の書類を添付すること。

- 1 国又は地方公共団体が発注した契約の場合：契約書の写し
- 2 国又は地方公共団体以外が発注した契約の場合
 - (1) 発注機関が証明を行った履行実績証明願(様式6)
 - (2) 上記(1)を添付できない場合は、内容等を証明できる書類
- 3 実績は、本店・支店を問わない。

履行実績証明願

令和 年 月 日

様

履行者 住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

条件付一般競争入札の入札参加資格確認申請のため、福島県に提出する必要がありますので、
下記業務委託の履行実績を証明願います。

業務委託名	
契約先	
契約年月日	
履行完了日	
委託の内容 (概要)	
契約金額	

上記の業務について履行完了したことを証明します。

令和 年 月 日

証明者

印

路面性状調査業務委託（道整・交付）
条件付一般競争入札仕様書等に関する質問書

令和 年 月 日

福島県土木部土木総務課長 様

質 問 者 住 所
商号又は名称
代表者職・氏名
担当者職・氏名
電 話 番 号 (- -)
F A X (- -)

冊子名	質 問 項 目	質 問 の 趣 旨 ・ 内 容

- (注)
- 1 質問書は電子メールにより送信した後、必ず電話で着信の確認をすること。
 - 2 記載欄が不足する場合は、この書式を複写して記載すること。
 - 3 冊子名には、「入札説明書」等の区分を記載すること。
 - 4 回答の内容は、福島県土木部道路管理課のホームページへ掲載するとともに、福島県土木部土木総務課で閲覧に供する。

路面性状調査業務委託（道整・交付）
条件付一般競争入札仕様書等に関する回答書

令和 年 月 日

福島県土木部土木総務課長
(公 印 省 略)

質 問 項 目	質 問 内 容	回 答

(注) 質問に対する回答は、別途、福島県土木部道路管理課のホームページへ掲載するとともに、福島県土木部土木総務課で閲覧に供する。

路面性状調査業務委託契約書（案）

- 1 委託業務の番号・名称 第26-41035-0006号
路面性状調査業務委託（道整、交付）
- 2 委託業務箇所 国道399号外
福島市飯坂町外
- 3 委託料の額 金 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円也)
- 4 履行期間 令和8年 月 日から
令和9年 3月26日まで
- 5 契約保証金

上記の委託業務について、発注者 福島県 と 受注者 は、次の各条項により委託契約を締結する。

（委託業務の仕様等）

- 第1条 受注者は、別紙仕様書に基づき、頭書の委託料をもって頭書の履行期限までに頭書の委託業務を完了しなければならない。
- 2 仕様書に明示されていないもので必要軽微なものについては、受注者は発注者の指示に従うものとする。

（権利義務の譲渡等）

- 第2条 受注者は、書面による発注者の承諾を得ないでこの契約によって生ずる権利及び義務をいかなる方法をもってするかを問わず、第三者に譲渡し、承継し、委任し、又は下請けさせてはならない。

（損害負担）

- 第3条 委託業務の実施に関し発生した損害（第三者に与えた損害を含む）のため必要を生じた経費は受注者の負担とする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、その損害のために生じた経費は発注者が負担するものとし、その額は発注者と受注者で協議して定める。

(個人情報)

第4条 受注者は、本件業務の実施に関連して知った発注者の保有する住民等の個人情報（以下「個人情報」という。）を次の各号の場合を除いては他に開示、公表、及び配布をせず、受注者自身もその個人情報を利用しないものとする。なお、個人情報とは、形式及び内容の如何を問わず、個人を特定できる情報のうち、発注者が指定した情報をさすものとする。ただし、法令に基づき開示が要求された場合であっても、通信の秘密に該当する事項については、開示、公表及び配布することはできないものとする。

- 2 受注者は、前項の個人情報を善良なる管理者の注意義務をもって厳重に管理するものとし、漏洩防止のための合理的に必要な方策を講じるものとする。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、個人情報の取扱い及び管理について、個人情報保護に関する法令及び別記「個人情報取扱特記事項」の趣旨に従うものとする。

(委託業務内容の変更等)

第5条 発注者は、必要があるときは、委託業務の内容を変更し、又は一時中止させることができる。この場合において、発注者及び受注者は変更等の内容が契約に定める金額、履行期限及びその他契約条件に影響を及ぼすと判断したときは、変更契約を締結するものとする。

- 2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、受注者は発注者に対し損害の賠償を請求することができる。この場合の損害の賠償額については発注者と受注者が協議して定める。

(事情変更による契約内容の変更)

第6条 契約締結後において、天災地変その他不測の事故又は経済情勢の激変により、契約内容が著しく不相当と認めるに至ったときは、発注者又は受注者は、その実情に応じ相手方と協議の上、契約金額、履行期限その他契約の内容を変更することができる。

- 2 前項の場合において、発注者又は受注者が損害を受けることがあっても、原則として発注者又は受注者は責任を負わないものとする。

(協議解除)

第7条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上、この契約を解除することができる。

(発注者の解除権)

第8条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 着手期日を過ぎても、正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 履行期限内に委託業務が完成しないとき又は委託業務を完成する見込みがないと明らか

に認められるとき。

(3) 受注者又はその代理人若しくは使用人が、契約の締結又は履行にあたり、不正な行為をしたとき。

(4) 受注者又はその代理人若しくは使用人が正当な理由がなく、発注者の検査の実施にあたり、検査を行う者の指示に従わないとき、又はその職務を妨害したとき。

(5) 前4号に定めるもののほか、この契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと認められるとき。

(6) 第9条第1項の規定によらず受注者が契約の解除を申し出たとき。

(7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規定第5号）第4条各号に該当する者）に委託料債権を譲渡したとき。

(8) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

ロ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(9) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者

の債務について履行不能となったとき。

- 2 発注者が前項の規定により契約の全部又は一部を解除したときは、受注者は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を発注者に納付しなければならない。また、契約解除により発注者に損害を及ぼしたときは、発注者が算定する損害額を受注者は発注者に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等受注者の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りではない。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、第1項第9号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（受注者の解除権）

第9条 受注者は、次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 第5条の規定により、発注者が成果品の納入を中止させ、又は中止させようとする場合において、その中止期間が3ヶ月以上に及ぶとき。
 - (2) 第5条の規定により、発注者が契約内容を変更しようとする場合において、その契約金額が3分の2以上減少するとき。
 - (3) 発注者が契約に違反し、その違反により成果品の納入が不可能になったとき。
- 2 発注者は、受注者が前項の規定により契約を解除する場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この賠償額は、発注者と受注者が協議の上定める。

（解除に伴う措置）

- 第10条 前三条の規定により契約が解除された場合において、既納部分があるときは、発注者は、当該既納部分を検査の上、相応する金額を支払い、その引渡しを受けることができる。
- 2 前項の場合において、第12条第1項の規定により受注者が賠償金を支払わなければならない場合にあつては当該賠償金の額を、第8条第2項の規定により受注者が違約金を支払わなければならない場合にあつては当該違約金の額を、前項の既納部分に相応する金額から控除する。
- 3 受注者は、契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその

損害を賠償しなければならない。

(契約保証金)

第11条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号に掲げるいずれかの保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

一 契約保証金の納付

二 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供

三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関の保証

四 この契約による債務の不履行により生ずる損害を補てんする履行保証保険契約の締結

2 前項及び第5項の規定は、発注者が、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第229条の規定により契約保証金を免除した場合（同条第1項第2号又は第3号に掲げる場合に該当し免除した場合を除く。）は適用しない。

3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、契約金額の100分の5以上としなければならない。

4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の100分の5に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(談合による損害賠償)

第12条 発注者は、この契約に関し受注者が次の各号の一に該当するときは、第7条から第9条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、受注者はこれを納付しなければならない。

(1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）（以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法198条の規定による刑が確定したとき。

2 上記1の規定は、契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、契約権

者が受けた損害額が、上記に規定する賠償金の額を超える場合においては、その超過分に対して契約の相手方に賠償を請求することを妨げるものではない。

(遅延利息等の相殺)

第 13 条 この契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として、発注者が受注者から徴収すべき金額があるときは、発注者はこれを委託料の額と相殺し、なお不足を生ずるときは更に追徴することができる。

2 発注者は、この契約に基づき発注者が受注者に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金にかかる債権につき、その保全上必要があるときは、受注者に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

3 発注者は、受注者が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

(契約書作成の費用)

第 14 条 この契約書及びこの契約を履行するために必要な書類等の作成に要する費用は、受注者の負担とする。

(検査及び引渡し)

第 15 条 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 10 日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

3 発注者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。

4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを業務委託料の支払の完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

5 受注者は、業務が第 2 項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前 4 項の規定を準用する。

(委託料の支払い)

第 16 条 受注者は、前条第 2 項による検査に合格したときは、委託料の支払いの請求をすることができる。

2 発注者は、前項の規定による支払いの請求があったときは、その日から 30 日以内に支払うものとする。

(引渡し前における成果物の使用)

第 17 条 発注者は、第 15 条第 3 項若しくは第 4 項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第 1 項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第 18 条 発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその契約不適合に関する補修を請求し、又は補修に代え、若しくは補修とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項の規定による契約不適合を理由とした補修又は損害賠償の請求は、第 15 条第 3 項又は第 4 項の規定による引渡しを受けた日から 3 年以内に行わなければならない。ただし、その契約不適合が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことの出来る期間は 10 年とする。

3 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する補修又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りではない。

4 第 1 項の規定は、成果物の契約不適合が設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅延の場合における遅延利息)

第 19 条 受注者の責めに帰すべき事由により、履行期限までに委託業務を完了できない場合において、当該期限後において完了する見込みのあるときは、発注者は受注者から遅延利息を徴収して当該期間を延長することができる。

2 発注者は、前項の規定により履行期限を延長することとしたときは、その旨を受注者に通

知するとともに当該期間の延長に関する契約を受注者との間に締結するものとし、受注者は、これに応ずるものとする。

- 3 第1項の規定による遅延利息は、当初の履行期限から延長後の履行期限までの期間の日数に応じ、委託料の額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が決定した率で計算した額(100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。)とする。

(賠償金等の徴収)

第20条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払の日まで政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が決定した率で計算した額(100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)の利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が決定した率で計算した額(100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)の延滞金を徴収する。

(契約外の事項)

第21条 この契約に定めない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ、発注者と受注者が協議して定める。

(紛争の解決方法)

第22条 本契約に関し訴訟の必要が生じた場合は、発注者の本庁舎所在地を管轄する裁判所を専属管轄裁判所とする。

(書面契約による場合)

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

(電子契約による場合)

本契約の証として、本書を電磁的記録により作成し、当事者が地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の2に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

なお、この契約書への発注者及び受注者の電子署名日が契約書に定める契約の履行開始日より後の日である場合にあっても、本契約の効力は契約書に定める契約の履行開始日から生じるものとする。

令和 年 月 日

発注者 住所 福島県福島市杉妻町2番16号
氏名 福 島 県
福島県知事 内堀 雅雄

受注者 住所
氏名

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 受注者は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 受注者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 受注者は、発注者より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、業務を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 受注者は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、発注者の指定する場所で行わなければならない。

2 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 受注者は、業務を行うために発注者から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに発注者に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、この限りでない。

2 受注者は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 受注者は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を発注者に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 受注者は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態

が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告しなければならない。

- 2 受注者は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について発注者の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 発注者は、受注者における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は受注者に対して必要な報告を求めるなど、受注者の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

- 2 受注者は、前項における報告について、発注者が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 発注者は、受注者が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託してはならない。

- 2 受注者は、発注者の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 受注者は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 受注者又は受注者の従事者（受注者の再委託先及び受注者の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、受注者はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の場合において、発注者が受注者に代わって第三者の損害を賠償した場合には、受注者は遅滞なく発注者の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、受注者による取扱いが著しく不適切であると発注者が認めたときは、発注者はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

